



★個人情報と著作権について★

令和5年8月24日、町教研事務部会において「サテライト研修 情報モラル教育セミナー」として山口県教育庁教育情報化推進室 静屋 敦 指導主事にお話しいただきました。

貴重な資料に基づくご講義でたいへん勉強になりました。情報モラルについては教職員が今、最も気をつけなければならない事案のひとつです。資料全てを掲載することはできませんが、先生方と共有しておきたい箇所を抜粋してお知らせします。

【個人情報～特定の個人を識別することができるもの～】

●個人情報を扱うときのルール

取得・利用▷▷**勝手に使わない!**…利用目的を特定し、その範囲内で使用する。利用目的を通知・公表する
提供▷▷**勝手に人に渡さない!**…第三者に提供する場合は、あらかじめ本人から同意を得る。
保管・管理▷▷**なくさない、漏らさない!**…漏洩が生じないよう安全に管理する。従業員・委託先にも安全管理を徹底する。
開示請求対応▷▷**問合せに対応**…本人からの開示請求があれば、これに対応する。

●セキュリティトラブルやセキュリティインシデントを起こさないために

ヒューマンエラーを防ぐ

チェック

組織体制

ルールの確認



セキュリティ意識の向上

情報資産の把握



技術的な要素で防ぐ

ウィルス対策ソフトウェア

情報漏洩対策ソフト

不正アクセス監視ツール

ファイアウォールの設置



●もしもセキュリティトラブルやセキュリティインシデントが起こったら…!

※インシデント…何らかの問題が発生してアクシデントになる一歩手前の状況・重大な事件に至る状況

1.インシデントの発見・報告

責任者や上司などへ早急に報告し、情報を共有する。自分ひとりでの解決を試みたり、見て見ぬふりをしたりすることは被害拡大の原因となる。日頃から小さな問題を報告できる環境の構築が必要。

2.迅速な初動対応

ネットワークの遮断や状況の確認を行う。外部からの情報提供であれば、裏付けや事後検証のためにも情報提供者の連絡先等を確認しておく必要がある。

3.状況の把握・調査

情報を整理し、事実関係を裏付ける情報や証拠確保を行い、状況の把握と原因の調査を実施する。外部情報の場合は聞き取りに終始せず、被害や影響などの調査も行う。

4.関係各所への報告・通知

5.復旧と被害者のフォロー

6.事後対応

【著作権について】

●著作権とは

知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される、他人に無断で利用されない権利

●学校における著作権

教育機関における複製等（第35条）

学校その他の教育機関において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、もしくは公衆送信を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

（改正著作権法第35条第1項）

先生方が学校で教育活動を行うとき、上記第35条が適用されます。しかし、何でも好きなように自由に使用できるというわけではありません。普段の業務の際、下記のフローチャートに当てはめて、著作権者の権利を不当に害していないか、確認してみましょう。

- 例）
- ・児童生徒の数を大きく超える数の印刷をする。
 - ・年間を通して少しずつ同じ著作物を利用し、利用量が多くなる。
 - ・通常購入して利用するものを印刷して渡す。（ドリル・原稿用紙等）
 - ・製本して配付する。（書籍等、授業の過程を離れても使用可能なように複製することは著作権者の利益を侵害すると考える）
 - ・組織的にサーバへストックする。（データベース化する）等



著作権35条（教育機関における複製等）について具体的な場面を1つずつ見ていきましょう。



No.1 PC上の画面を、承諾を得ずに、スクリーンショットにより複製、授業で使用することはできるの？

- A できる
- B できない

No.2 授業で使用するという理由で、承諾を得ずに、学校のUSBやハードディスク等に番組の全てを録音することはできるの？

- A できる
- B できない



No.3 学校行事の遠足等で用いるために、承諾を得ずに、市販のガイドブックから必要部分のみをコピーして配付できるの？

- A できる
- B できない

No.4 文化祭等で、承諾を得ずに、既存の小説をそのままに脚本を作成し、演劇を上演することはできるの？

- A できる
- B できない



No.5 学校のお昼休みに、校内放送で音楽CDを流すことはできるのかな？

- A できる
- B できない

No.6 市販の書籍や問題集を、子どもの購入の有無にかかわらず学校で一冊購入し、承諾を得ずに、授業の度に複製して配付することはできるの？

- A できる
- B できない

【答え】

- No.1 A できる
- No.2 B できない（必要な範囲とはいえない）
- No.3 A できる
- No.4 A できる
- No.5 A できる（営利を目的としない）
- No.6 B できない
（ドリル等の販売物のコピーは出来ない）



※承諾……口頭であっても差し支えない。
後から問題が生じないように、できるだけ利用の態様を詳しく説明したうえ、文書で、その利用の仕方、承諾の範囲、使用料の額と支払い方法などを確認しておくのが望ましい。